



「令和」印字の源泉所得税の納付書の記載ポイント



会社の経理をしています。従業員らへの給与等に係る源泉所得税の納付について、これまで「平成」印字の納付書（源泉所得税の所得税徴収高計算書）を用いていました。

来年1月納付分からは、先日、税務署から届いた「令和」印字の納付書を用いて納付をしようと思います。

「令和」印字の納付書を用いる際の、記載のポイントを教えてください。



「令和」が印字された納付書を用いて、給与等に係る源泉所得税の納付を行う場合の記載例を、2パターン用意しました。

〔設例1〕は、半年毎にまとめて納付する“納期の特例”の承認を受けている場合の納付書、〔設例2〕は、原則どおり毎月納付する場合の納付書です。

〔設例1〕 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方が、令和元年7月から12月までに支払った給与について、「令和」印字の納付書を用いて令和2年1月に納付する場合

【納期等の区分】		
令和 年 月	自 0 1 0 7	至 0 1 1 2
支払分源泉所得税及び復興特別所得税		

【年度欄】		【支払年月日】		【納期等の区分】	
令和 年度 0 1	令和 年度 3 X 1	支 払 年 月 日 令和 年 月 日 0 1 0 7 2 5 ~ 1 2 2 5	(記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 8 9 0 ←	令和 年 月 自 0 1 0 7	至 0 1 1 2
領収済通知書 国税取扱金資金(納付書) 支 払 年 月 日 32399 区分 支 払 年 月 日 ~ 支 払 年 月 日 (01) 0 1 0 7 2 5 ~ 1 2 2 5 : 2 5 : 7 5 2 5 2 7 8 : 1 3 5 5 0 0 (02) : : : : : ~ : (03) : : : : : ~ : (04) : : : : : ~ : (05) : : : : : ~ : (06) : : : : : ~ : (07) : : : : : ~ : 納期等の区分 令和 年 月 自 0 1 0 7 至 0 1 1 2 支払分源泉所得税及び復興特別所得税					

(出典：国税庁「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）の様式及び記載要領」)
(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shotoku/gensen/080623/pdf/04.pdf>) を元に加工)

〔設例2〕毎月納付の源泉徴収義務者が、令和元年12月25日に支払った給与について、「令和」印字の納付書を用いて令和2年1月に納付する場合

〔年度欄〕 令和 年度 01	〔支払年月日〕 支払年月日 令和年月日 011225	〔納期等の区分〕 納期等の区分 令和年月 0112 支払分源泉所得税 及び復興特別所得税
----------------------	-------------------------------------	---

（出典：国税庁「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）の様式及び記載要領」
(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shotoku/gensen/080623/pdf/03.pdf>) を元に加工）

ポイント1. 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの納付について【年度欄】へ記載する年は「01」

【年度欄】には、**国の会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日）を記載**します。

〔設例1〕及び〔設例2〕の会計年度は、いずれも平成31年4月1日から令和2年3月31日であるため、元号が「平成」であれば「平成31年度」に、令和であれば「令和元年度」にそれぞれ該当します。〔設例1〕及び〔設例2〕の年度欄に記載されている元号は「令和」であるため、**この期間に納付する場合は、必ず“01”と記載**するようにしましょう。

ポイント2. 【納期等の区分】に記載する年も「01」

【納期等の区分】には、納付対象期間を記載します。改元は5月1日です。〔設例1〕での納付対象期間である7月から12月支払分は、改元後の「令和」であるため、「自」も「至」も各欄に記載する年は「令和元年」に相当する“01”となります。これは、支払年月日も同様です。

〔設例2〕についても、令和元年12月支払分について、すべての年の記載は“01”となります。

「令和」印字の納付書が手元に届いても、引き続き元号が「平成」印字の納付書を用いて納付することができます。この場合、【年度欄】は“01”とすることができません。他方、【支払年月日】や【納期等の区分】では、改元以降の支払について「平成」表記のまま年を“01”とする記載が認められる他、“31”的表記でも問題なく受領してもらいます。

どちらの納付書も手元にある場合には、どの納付書で納付するのかしっかり確認した上で、記載内容を誤らないようにしましょう。